

令和３年度 引き上げ分の地方消費税収入の使途について

引き上げ分の地方消費税収入については、社会保障４経費その他社会保障施策に充てるものとされています。

社会保障４経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に要する経費とされており、社会福祉・社会保険・保健衛生 のいずれかに関する施策です。

本町の引き上げ分地方消費税額及び社会保障財源として充当する事業は次のとおりです。

【歳入】

・ 引き上げ分地方消費税交付金 224,373千円
 (県見込額) 11,558,000,000円 × (人口按分) 0.019412801673319

【歳出】

(単位：千円)

事業名			事業費	財源内訳				引上げ分の 地方消費税
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
社会 福祉	障害者 福祉事業	重度心身障害者等 医療費助成費	39,553	15,066			24,487	
	児童福祉 事業	子ども医療費 助成費	84,500	16,000			68,500	
社会 保険	国民健康 保険事業	国民健康保険特別会計 繰出金	122,095	66,688			55,407	
	介護保険 事業	介護保険特別会計繰出金	164,684	12,362			152,322	
	後期高齢者 医療事業	後期高齢者医療特別会計 繰出金	49,670	29,353			20,317	
保健 衛生	健康増進 事業	がん検診等疾病予防 対策事業	52,829	1,388		6,713	44,728	
	予防接種 事業	個別予防接種事業	116,788	51,674			65,114	
合 計			630,119	192,531	0	6,713	430,875	224,373